

[和訳]

**サービス提供に関する条件**  
**(2014年8月28日発効)**

本「サービス提供に関する条件」(以下、「**本条件**」といいます。)は、Limelight Networks, Inc. (およびその関連会社および/または子会社) が提供する本件サービスおよび適用のあるサービスオーダーフォーム上に記載された会社 (以下、「**本件顧客**」といいます。) に適用されるものです。

## 1. 定義

本書において使用される用語は、下記に定義されたとおりの意味を有するものとします。

「**コンテンツ**」とは、その形式または所有者にかかわらず、ライムライトのサービスを利用して送信または受信のためにライムライトに提供され、または確認されるすべてのデータ、および/または本件顧客またはその代理人、顧客もしくはエンドユーザーの指示によってライムライトがホスト、保存またはキャッシュするコンテンツをいいます。本件顧客は、適用のあるサービスオーダーフォームの終了の日から30日間、終了した本件サービスにて利用可能なファイル・トランスファーの方法を用いて、ライムライトのネットワークまたはプラットフォームから本件顧客のコンテンツをダウンロードすることができるものとします。適用のあるサービスオーダーフォームの終了の日から30日の経過後に、本件顧客のコンテンツは除去されるものとします。

「**サービスオーダーフォーム**」とは、本件顧客が本件サービスを注文する際に使用するライムライトのオーダーフォームをいいます。

「**本件サービス**」とは、サービスオーダーフォームに記載されたとおりライムライトが本件顧客に提供する特定のサービスをいいます。

「**トラフィック**」とは、ライムライトのサービスを利用して本件顧客が、または本件顧客のために送信または受信するすべてのデータをいいます。

## 2. 本件サービスの提供

本書所定の条件および制限事項を条件とし、ライムライトは、本件顧客に対し、適用のあるサービスオーダーフォームに記載された本件サービスを提供するものとし、本件顧客は、当該サービスを有料にて受けるものとします。

## 3. 期間

本条件は、本条件に基づくすべてのサービスオーダーフォームが満了するまで適用されるものとします。各サービスオーダーフォームの初回期間は、当該サービスオーダーフォームに記載されます。初回期間の満了をもって、サービスオーダーフォームは自動的に初回期間と同じ期間分更新されるものとします (以下、各期間を「**更新期間**」といいます。)。ただし、一方当事者が他方当事者に対し書面をもって適宜初回期間または更新期間満了の30日前までに本件サービスを更新しない旨を通知した場合はこの限りではありません。

#### 4. 支払

ライムライトは、本件顧客に対し、サービスオーダーフォーム所定の手数料を請求します。本件顧客は、請求日から30日以内に支払を行うものとします。本件顧客の支払が遅延し、本件顧客がライムライトから書面による通知を受領後5日以内に支払を行わなかった場合、ライムライトは、本件サービスを終了または停止することができます。ライムライトは、未払金につき、一ヶ月当たり1.5%または法令が認める最高利率のいずれか低い方の利率による利息を課することができます。両当事者は、他方当事者による小切手の裏書、支払に関する反対請求、または小切手もしくは支払に添付されたレター等に関する裏書・請求のいずれも代物弁済とはみなされない旨合意します。ライムライトが未払金回収のための訴訟を提起した場合、ライムライトは、合理的な費用および弁護士費用を回収する権利を有するほか、その他の法的救済方法および衡平法上の救済方法のすべてを受ける権利を有します。

#### 5. 税金

サービスオーダーフォームに記載される代金には税金は含まれません。本件顧客は、その名称にかかわらず、あらゆる法域において課される税金、課徴金および国が課す類似の負担金全額の支払を行う責任を有します。ライムライトへの支払につき、特別源泉税を課することが求められる場合、本件顧客は、ライムライトが外国税額控除の請求を行うことができるよう、源泉徴収された税金の公的領収書およびその他の文書を、英訳文（適用がある場合）を添付のうえ、ライムライトに対し速やかに交付するものとします。

#### 6. ライムライトの保証の免責

##### 黙示的および明示的保証の免責

本条件中または本件サービスに適用される書面によるサービスレベル契約（以下、「サービスレベル契約」といいます。）において明示的に規定されない限り、本件サービスは「現状のまま」提供され、本件顧客による本件サービスの利用は、本件顧客が単独でそのリスクを負うものとします。ライムライトは、明示的か黙示的かを問わず、市場性、特定目的への適合性または権利侵害の不存在に関する黙示的な保証を含むがこれらに限らないすべての保証について免責されます。ライムライトは、本件サービス上での瑕疵の不存在または本件サービスの不断の提供について保証を行いません。

#### 7. 所有権および使用許諾権

本条件中明示的に付与された制限付権利を除き、いずれの当事者も、他方当事者に対し、技術、ソフトウェアまたは他の知的所有権を譲渡しないものとし、当該技術、ソフトウェアまたは他の知的所有権に関するすべての権利、権原および権益は、引き続き当該所有者単独の所有物であるものとします。本件サービスの提供に必要な限度において、ライムライトは、本書をもって、本件期間中、本件サービスを本件顧客に提供する目的のみのために、本件顧客の機器、ソフトウェア、技術および/または知的所有権を使用する、制限付の、非独占的、個人的、ロイヤリティのない、全額払込済の使用許諾権を付与されるものとします。

#### 8. マーケティング

いずれの当事者も、他方当事者の名称、ロゴ、商号、商標およびアイコン（以下、「ブランド」と総称します。）を書面による事前承認なしに使用することはできません。ただし、各当事者は、本条件に基づいて提供される本件サービスに関し、かつ本契約が有

効に存続している限りにおいて、他方当事者の顧客/売主として口頭または書面にて他方当事者について公けに言及するために他方当事者の名称、商号、商標およびロゴを使用することができます。

## 9. 秘密保持

当事者の秘密情報には、その形式または媒体を問わず、当該当事者が秘密であると定める、または合理的な当事者が状況からみて秘密であると理解するであろう、価格、事業計画、顧客データ、財務情報およびその他の情報が含まれます。秘密情報には、(i) 開示当事者が本条件に違反しない方法で受領当事者に開示する前に受領当事者が了知していたもの、(ii) 開示当事者に秘密保持義務を課す情報源以外から（開示当事者による開示とは別個に）受領当事者が知りえた情報、(iii) 受領当事者が本契約に違反することなく、公知となり、その他秘密でなくなったもの、(iv) 開示当事者の秘密情報を利用または参照することなく受領当事者が独自に開発したもの、(v) 召喚状、法令または裁判所命令により開示が要求されるもの、および(vi) コンテンツは含まれません。各当事者は、本契約上明示的に認められている場合を除き、または本契約の目的上必要とされる限度において、他方当事者の秘密情報を、いかなる方法においても、自らまたは第三者のために利用せず、かつ第三者（法令により要求される場合および合理的に必要と思われる当該当事者の弁護士、会計士および他のアドバイザーに対する場合を除きます。）にこれを開示しない旨、合意します。各当事者は、少なくとも自己の秘密情報を保護する際と同等の注意をもって他方当事者の秘密情報を保護すべく、合理的な方策を講ずるものとしします。

## 10. 本件顧客の表明、保証、誓約および補償

本件顧客は、<http://jp.limelight.com/company/acceptable-use-policy/>所定のライムライトの利用方針を遵守するものとしします。本件顧客は、そのコンテンツおよびトラフィック（それらのバックアップの保守も含みます。）について単独で責任を有するものとしします。本件顧客は、本件顧客がトラフィックおよびコンテンツのすべての権利、権原および権益を所有し、かつ本件サービスを利用してトラフィックおよび/またはコンテンツを保存、送信または受信することを認めるのに必要な権利を有している旨を誓約し、表明し、保証します。本件顧客は、本件顧客による本件サービスの利用が適用法令に違反しておらず、第三者との契約に違反しておらず、かつ第三者の著作権またはその他の知的所有権を侵害していないことを保証します。本件顧客は、自らのトラフィック、コンテンツ、ウェブサイトのセキュリティならびにコンテンツの性質および感度に基づく送信および保存のための適切な本件サービスおよびセーフガードの決定についての責任を負います。本件顧客は、本件サービスの提供にあたり、ライムライトに対し本件顧客敷地および機器への合理的なアクセスを認めること、本件顧客機器またはライムライト提供機器に対するICMPトラフィックまたは他のトラフィックモニタリング要求をライムライトが送信することを妨げないこと等に関し、ライムライトに協力します。本件顧客が本件サービスを利用したコンテンツの送信または受信を選択した場合、本件顧客は、ライムライトが本件顧客が選択したコンテンツを交付することができるよう、ライムライトが提供した指示に合致した自らのコンテンツ識別子を修正する責任を単独で負うものとしします。本件顧客が上記誓約、表明または保証に違反した場合、ライムライトは、法令上または衡平法上利用可能な他の救済方法に加え、自らの裁量をもって、本件サービスを停止することができるものとしします。本件顧客は、ライムライトが負担したすべての請求（第三者によるディスカバリーを含みます。）、債務、費用、損害、合理的な費用および経費（本件顧客による上記誓約、表明または保証の違反に関連または起因する合理的な弁護士費用を含みます。）を補償し、これを防御することに同意します。

## 11. 責任の制限

一方当事者は、他方当事者に対し、いかなる場合でも、特別、偶発的、懲罰的、間接的、結果的損害（逸失収益、逸失利益、商品の交換、技術・権利・サービスの損失、データ・コンテンツ・事業情報の損失、サービスまたは機器の利用の中断もしくは損失を含みますが、これらに限りません。）について、たとえ当該損害の可能性が示されていたとしても、契約、不法行為（過失を含みます。）、厳格責任その他に基づいて発生したか否かにかかわらず、その責任を負いません。ただし、本条件中、何ものも、購入の約束および/または提供された本件サービスにつき、本件顧客が有する未払金債権の放棄を構成するものではありません。上記を制限することなく、本件顧客に対するライムライトの本契約の違反についての責任は、かかる違反に起因する直接損害に限定され、請求前6ヶ月間に本件顧客がライムライトに対して行った支払相当額を超えないものとし、また、サービスオーダーフォームの6ヶ月前に違反が請求された場合には、違反の前月における本件顧客による月額支払額の6倍相当額を超えないものとします。

## 12. 不可抗力

いずれの当事者もその合理的な支配を超えた原因（戦争、天災、テロリズム、地震、洪水、内乱、サボタージュ、労働力不足または紛争、公共事業の停止、政府による行為またはインターネットの不具合（ライムライトまたは本件顧客の作為または不作為によらないもの）を含みますが、これらに限りません。）による懈怠または遅延については責任を負わないものとします。ただし、遅延当事者は、(a) 当該原因について速やかに通知し、(b) 当該懈怠または遅延を速やかに是正すべく、商業的に合理的な努力を尽くすものとします。

## 13. 終了

一方当事者に重大な違反があり、他方当事者の書面による通知後30日以内にかかる違反を治癒できなかった場合、当該他方当事者は、本契約を終了させることができます。ライムライトまたは本件顧客が本条件の違反により本契約を終了させた場合、本件顧客は、すべての支払債務を直ちに履行するものとします。本条件に基づく通知は、受領当事者がサービスオーダーフォーム記載の住所において実際に受領するまで発効しないものとします。上記を制限することなく、本件顧客によるサービスチケット（または「トラブル・チケット」）の提出は、本契約の目的上、本件顧客の「通知」を構成するものではありません。

## 14. 一般条項

法の抵触の規定に関するものを除き、本契約の準拠法は日本国法とし、同法によって解釈されるものとします。本契約に関し、ライムライトに対して提起された訴訟は、東京地方裁判所において係属するものとします。ライムライトおよび本件顧客は、独立した契約当事者であり、本契約は、ライムライトおよび本件顧客間においてパートナーシップ、合弁または代理店の関係を構築するものではありません。本条件は、適用のあるサービスオーダーフォーム、本件サービスレベル契約（適用がある場合）および本条件を特に参照する他の添付文書とともに、本条件の主題に関する当事者間の完全なる合意を構成するものであり、従前または同時に行われた協議、交渉、合意等（書面か口頭かを問いません。）に優先し、これらを代替するものです。本条件およびサービスオーダーフォームの条項との間に何らかの齟齬がある場合には、サービスオーダーフォームが優先するものとします。ライムライトは、自己の裁量により、本条件を変更することがで

き、当該変更はその掲載をもって発効するものとします。ただし、変更された本条件は、当該変更の発効日後に締結されたサービスオーダーフォームのみに適用されるものとします。存続することが予定されている条項（知的所有権、責任の制限および秘密保持に関する条項を含みますが、これらに限りません。）は、本契約の満了または終了後も存続するものとします。